

鳥栖市のアスベストに関する健康相談等について

佐賀県鳥栖市健康福祉部健康増進課長 垣内 春子

1 健康相談等（健診）について

(1) 実施状況

旧アスベスト取扱工場に隣接する4町に昭和61年1月15日以前から現在も住んでいる2,500人を主な対象とし、8月に5日間実施し、受診者は881人でした。

(2) 健康相談等（健診）の結果

判定区分を①異常所見を認めない、②所見は見られるが問題はない、③要精密検査（他の肺疾患の疑い）、④要精密検査（アスベストに関する肺疾患等の疑い）の4つとし、胸膜プラーク（壁側胸膜に生じる局所的な肥厚）など過去にアスベストに曝露したことを示す所見の有無により、③と④を区分しました。

受診者の中で要精密検査（アスベストに関する肺疾患等の疑い）と判定された人は62人で全体の7.0%、また要精密検査（他の肺疾患の疑い）と判定された人は66人で7.5%でした。これら以外の人には特に問題はありませんでした。

	受診者		要精密検査（アスベストに関する肺疾患等の疑い）と判定された者	
	(人)	(人)	(人)	(%)
元従業員	44	24		54.5
関連企業 (その他のアスベスト取扱業種)	201	21		10.4
従業員の家族	53	5		9.4
住民	583	12		2.1
合計	881	62		—

(3) 健康相談等の結果の通知

- ・結果の通知については、それぞれ判定区分毎に通知文書を送付しました。
- ・③要精密検査（他の肺疾患の疑い）、④要精密検査（アスベストに関する肺疾患等の疑い）の人には、医師の紹介状、精密検査結果報告書、返信用封筒及び労働局主催による健康相談会のお知らせを同封する。なお、④と判定された人には、精密検査医療機関一覧表を同封しました。

(4) 精密検査の状況

- ・医療機関において保険診療にておこない、診断結果は医師より本人へ伝えてもらうこととしています。なお結果については医療機関から市へも報告されておりますが、集計の段階にはいたっておりません。

2 問診票

問診表の作成にあたっては、肺がん検診の問診票、石綿ばく露歴チェック表等を参考にし、県と有識者から意見をいただきました。

問診票は、自覚症状の有無、既往歴、家族歴、喫煙歴に加え、職業歴、居住歴等アスベストの曝露の程度を評価するための項目を取り入れました。

3 今後の方針

- (1) 今回 2500 人を対象に実施したが 881 人の受診に留まっており、要精密検査（アスベストに関する肺疾患の疑い）62 人の内 12 人が周辺住民であったことから、前回受診されなかった方々を重点とした 2 回目の健康相談を 11 月上旬に実施する予定です。
- (2) 今回の健康相談等はいくまでも一次健診のスクリーニングの段階であり、今後、精密検査の結果を踏まえて検討を行うこととなります。

4 その他

今回鳥栖市では緊急的対策として、周辺住民に対する問診・胸部エックス線直接撮影を行いました。鳥栖市としては、来年度以降、周辺住民に対してどのように対応していくべきかの検討を求められています。健診のあり方については、下記に示すような様々な課題があるものと考えております。

- ・対象者の範囲
- ・健診の方法（胸部エックス線撮影又はヘリカル CT）
- ・健診の間隔
- ・肺がん検診との関係（既存の検診の中で問診項目の追加や再読影による）
- ・費用負担（一次・二次の健診費用、事務費等）
- ・胸膜プラーク等を有する者の経過観察システム

旧・アスベスト取扱工場周辺住民の健康相談の充実、保健指導

